

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成27年12月28日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「71職種130作業」を「72職種131作業」に改め、同表2中「まぐろはえ縄漁業」を「延縄漁業」に、「底曳網漁業」を「曳網漁業」に、「流し網漁業」を「刺し網漁業」に、「かに・えびかご漁業作業」を「かに・えびかご漁業」に改め、同表5中「12職種21作業」を「13職種22作業」に改め、同表5に「

| | |
|---------|------------|
| 座席シート縫製 | 自動車シート縫製作業 |
|---------|------------|

」を加える。

附 則

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。